

○仙台市宅地保全等審議会条例

昭和五二年六月一日

仙台市条例第一五号

改正 昭和五九年三月条例第四号附則

平成五年六月条例第四〇号

平成一八年一〇月条例第六七号

令和五年三月条例第二一号

(題名改称)

(設置)

第一条 本市に仙台市宅地保全等審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(令五、三・改正)

(所掌事務)

第二条 審議会は、市長の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項を調査審議する。

一 宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和三十六年法律第百九十一号。以下「法」という。)

第十条第一項の規定による宅地造成等工事規制区域の指定及び法第二十六条第一項の規定による特定盛土等規制区域の指定に関する事項

二 法第二十三条第一項及び第二項並びに第四十二条第一項及び第二項の規定による改善命令に係る技術的専門事項

三 前二号に掲げるもののほか、宅地保全等に関する重要な事項

(平五、六・平一八、一〇・令五、三・改正)

(組織等)

第三条 審議会は、委員十五人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

一 宅地保全等に関し知識経験を有する者

二 市議会議員

三 関係行政機関の職員

四 市職員

3 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(令五、三・改正)

(会長及び副会長)

第四条 審議会に会長及び副会長一人を置き、それぞれ委員の互選によって定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

(特別委員)

第五条 審議会に、特別の事項を調査審議するため、特別委員を置くことができる。

2 特別委員は、市長が委嘱し、又は任命する。

3 特別委員は、特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解嘱され、又は解任されるものとする。

(会議)

第六条 会長は、審議会の会議を招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

(技術専門委員会)

第七条 技術的専門事項に係る特別の事項を調査審議するため、審議会に技術専門委員会を置くことができる。

2 技術専門委員会は、会長の指名する委員及び特別委員(以下「技術専門委員」という。)をもって組織する。

3 技術専門委員会に委員長を置き、技術専門委員の互選によって定める。

4 委員長は、技術専門委員会の事務を統括し、調査審議の経過及び結果を審議会に報告する。

5 委員長に事故があるときは、技術専門委員のうちからあらかじめ委員長の指名した者がその職務を代行する。

(技術専門委員会の会議)

第八条 技術専門委員会の会議は、会長が招集し、委員長がその議長となる。

2 第六条第二項の規定は、技術専門委員会の会議について準用する。

(委任)

第九条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

(昭五九、三・旧第十条繰上)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭五九、三・改正)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和五十九年四月一日から施行する。

附 則 (平五、六・改正)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平一八、一〇・改正)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (令五、三・改正)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和五年五月二十六日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第一条の規定により置かれる仙台市宅地保全等審議会は、市長の諮問に応じ、この条例の施行の日以後も宅地造成等規制法の一部を改正する法律(令和四年法律第五十五号)による改正前の宅地造成等規制法(昭和三十六年法律第九十一号)第十七条第一項又は第二項の規定による改善命令に係る技術的専門事項を調査審議するものとする。
- 3 この条例の施行の際現に改正前の第一条の規定により置かれた仙台市宅地保全審議会の委員である者は、この条例の施行の日に、改正後の第三条第二項の規定により仙台市宅地保全等審議会の委員に委嘱され、又は任命されたものとみなす。この場合において、その委嘱され、又は任命された者の任期は、同条第三項の規定にかかわらず、同日における仙台市宅地保全審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。